

寡婦(夫)控除のみなし適用のご案内

武雄市では、婚姻歴のないひとり親家庭を支援するため、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして、利用料の減額などを行う制度「寡婦(夫)控除のみなし適用」を実施しています。

対象となる人

みなし適用の対象となるのは、所得等を計算する対象となる年の12月31日及び申請日時点において、次の(1)～(2)のいずれかに該当する方です。

(1) 婚姻歴のない母

- ・20歳未満の生計を同じくする子がいる人。
- ・20歳未満の扶養親族である子がおり、前年の合計所得金額が500万円以下の人。

(2) 婚姻歴のない父

- ・20歳未満の生計を同じくする子がおり、前年の合計所得金額が500万円以下の人。

※注1 婚姻届はないが現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方は対象外です。

※注2 「生計を同じくする子」とは、ほかの人の控除対象配偶者、または扶養親族になっていない、総所得金額等が38万円以下の子をいいます。



みなし控除額

所得の計算方法は、税法上の寡婦(夫)控除の額に準じます。
(実際の税額の算定に控除が適用されるものではありません。)

控除の種類	所得控除額		所得制限 (合計所得金額)
	市民税	所得税	
寡婦	26万円	27万円	制限なし
特別寡婦	30万円	35万円	500万円以下
寡夫	26万円	27万円	500万円以下

対象事業および申請方法

裏面に記載している対象事業の担当課窓口で申請してください。

申請に必要なもの

申請書、印鑑、児童扶養手当証書、世帯全員の住民票（写し）

※注1 申請書は各担当課窓口にあります。代理申請をする場合は、委任状が必要です。

※注2 児童扶養手当受給資格がない方は、申請者の戸籍謄本（1月1日以降及び3か月以内に発行されたもの）が必要です。

※注3 1月1日の住所が市外にあった方は、対象とする課税年度の所得課税証明書（合計所得金額の記載があるもの）の添付が必要です。

対象事業一覧

	対象事業名	担当課	TEL
1	保育料	こども未来課	23-9215
2	幼稚園就園奨励費補助金		
3	放課後児童クラブ		
4	病児病後児保育事業		
5	未熟児養育医療給付事業	健康課	23-9131
6	児童手当	福祉課 (家庭支援係)	23-9216
7	児童扶養手当		
8	入院助産（助産施設）		
9	子育て短期支援事業		
10	母子の保護（母子生活支援施設）		
11	高等職業訓練促進給付金事業		
12	自立支援教育訓練給付金事業		
13	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉課 (障がい福祉係)	23-9235
14	特別児童扶養手当		
15	特別障がい者手当		
16	障がい児福祉手当		
17	障がい児通所支援事業		
18	障がい福祉サービス		
19	自立支援医療（精神通院医療）		
20	自立支援医療（更生医療・育成医療）		
21	障がい者(児)外出支援事業		
22	障がい者(児)補装具費支給事務		
23	障がい者(児)日常生活用具給付事業		
24	日中一時支援事業		
25	難聴児補聴器購入費助成事業		
26	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		
27	市営住宅（家賃）	住まい支援課	23-9221

※注1 各事業の定める要件に基づき判断するため、みなし適用を実施しても、結果として利用者負担額等が変わらない場合があります。

※注2 既に利用中の事業であっても、みなし適用申請は別途必要となります。

※注3 虚偽の申請をした場合は、みなし適用を取り消すほか、みなし適用によって生じた利用料の減額分全額又は給付額の追加分全額の返還をしていただきます。

※注4 みなし適用の実施後も、毎年度申請が必要です。なお、適用した年度中でも、所得や世帯の状況に変更があった場合は、変更届を提出していただき、利用料の再計算等を行います。

【みなし適用制度全般についてのお問い合わせ】

武雄市こどもの貧困対策課（Tel 0954-23-9168）